

夢見た教員生活が…～20代の教員のあなたへ～



1 あなたならどうする～A教員のあやまち～

わいせつ行為などの不祥事は、教員としてのキャリアや、児童・生徒、保護者や学校の信頼を失うだけでなく、家族も大きな影響を受けることになります。

自分は大丈夫と思っていても、はじめは全くそんなつもりはなかったものが、「いつの間にか…」、「気が付いたら…」と、取り返しのつかないことをしてしまったという事案が発生しています。

次の事例は、フィクションですが、実際に起こった事案を参考にして作成したものです。あなたならどうするか、どうすれば良かったのか、Aになったつもりで考えてみましょう。

I プロローグ

Aは、単身で暮らす、県立高校に勤めて2年目の27歳の教員です。卒業後にアルバイトをしながら、数年にわたり教員採用試験を受験し、昨年度、念願だった英語科の教員として、県立高校に採用されました。Aは真面目で、授業もわかりやすいと評判で、生徒と年齢も近く面倒見が良かったため、生徒から人気がありました。

Aは、部活動で野球部の顧問になりました。野球部には女子マネージャーBがいました。Bは練習が終わった後も遅くまで、率先して用具の片付けをしており、AはBを労うため、頻繁に声を掛けるようになりました。

ある日、いつものようにBと話をしていると、①Bから携帯電話番号とSNS（メッセージアプリ）のIDを聞かれ、はじめは断りましたが、繰り返し聞かれ、帰宅時間が迫っていたこともあり、やむなく自分の電話番号とSNSのIDを教えました。

II いつの間にか…

その夜、自宅でビールを飲みながら、くつろいでいたAの電話に②BのSNSから友人登録の申請がありました。

Aは一瞬迷いましたが、やましいことをするわけではないと思い、友人申請を承認して③SNSで部活動や友だちのことなどのやり取りが始まりました。やり取りをするうち、AはBのことをかわいく思うようになっていきました。その後も、Aは、SNSだけでなく、部活動の帰りなど、最寄り駅まで帰り道と一緒に歩いて帰宅するようになりました。

III 取り返しのつかないことを…

ある日、部活動の後、Aは『今日は家で食事がない』というBと食事に行くことにしました。Aは、いつもの寂しい夕食とはちがい、Bとの二人の時間を楽しく感じました。そうしたことを繰り返していく中で、Bに対して一人の女性として恋愛感情が芽生えていきました。その後、AはBともっと話をしたいと思い、自宅に誘ったところ、Aのことを教員として信頼していたBは、A宅に行き、話をして過ごしました。④そのうち、Aは自己の感情を押さえることができず、Bにわいせつ行為をしてしまいました。信頼していたAから突然、わいせつ行為をされたBは、その後、精神的ショックから学校に通うことができなくなりました。

IV すべてを失い…

Bから事情を聞いた教員のCは、学校に報告をし、Aの行為は発覚しました。その後、Aは、⑤懲戒免職処分を受けました。また、⑥警察からは、青少年保護育成条例違反の嫌疑で事情聴取を受けることになりました。

学校では、⑦事故報告や警察からの聴取などの対応に追われるとともに、Aの代わりに他の教員が、指導を行うなど大きな負担となりました。Aの両親は、落胆し、A自身も後悔の念から外出することができなくなりました。さらに、⑧Bの保護者から高額の慰謝料請求を受けました。

⑨懲戒免職となったAは、教員免許状が失効し、また、⑩将来得ることができたであろう安定した収入も失うことになりました。⑪再就職先を探しても、退職理由を問われると雇ってくれる企業など一つもありませんでした。

Aは、貯蓄を切り崩して生活をしていましたが、⑫家賃や奨学金返還の支払もできなくなりました。現在は、地元に帰り、教育公務員としての自覚を欠いていたことを深く反省しながら日々の生活を送っています…。

2 わいせつ・セクハラ行為は絶対許されない！

わいせつ・セクハラ行為は犯罪です！(下線④)

●わいせつ・セクハラ行為は重大な裏切り

児童・生徒に対するわいせつ行為は、自分が教えている**子どもたちを裏切る行為**であり、『教師』という職業そのものに対する**背信行為**です。

児童・生徒に対しては、**適切な距離感**を持った指導・対応が必要です。

近年のわいせつ・セクハラ行為の事案は、スマートフォンなどで**SNS等を使って児童・生徒との私的なやり取り**をする中で、勘違いを起こし、不適切な行為に及んだ事例がほとんどです。

次のルールを絶対に守りましょう！

SNS等の利用は絶対禁止！！(下線②③)

●SNS等でのやり取りは禁止！

児童・生徒とSNS等(メッセージアプリなど)を利用してやり取りすることは禁止です。

児童・生徒から、SNS等で連絡があった場合でも、安易に回答することなく、直接、児童・生徒に利用が制限されていることを説明してください。

連絡先の収集・管理はルールの徹底を(下線①)

●校長の許可を得て、文書による承諾を！

教育指導に使用する目的において、児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレス(以下、『連絡先』という。)を収集する必要がある場合は、**校長の許可**を得た上で、**本人・保護者に目的を伝え、必ず文書により承諾**を得てください。

連絡先を収集する必要がある場合においても、連絡先は代表者のみ収集し、代表者から用件を伝達するなど、収集する個人情報は最小限にしましょう。

●業務用個人メールを利用

児童・生徒への連絡に、電子メールを用いる必要がある場合は、**業務用個人メール**を利用してください。私的メールアドレスは利用できません。

Q 業務用個人メールって？

△△△△△@pen-kanagawa.ed.jp のアカウントで、神奈川県教育委員会ネットワークシステムにおいて利用するために付与されたメールです。特に教職員個人が利用するためのメール（学校代表メール等は含まない）を業務用個人メールと呼びます。

民間企業によるクラウドサービスを利用して提供しており、学校外のパソコンや個人のスマートフォンからも利用することができます。

※ Web メールの利用方法と設定手順書を参照

(教育委員会ポータルサイト→ネットワークセンター

通信→研修会資料)

●連絡先の管理は慎重に！

児童・生徒の連絡先を教職員が使用する端末(校務用・個人用を問わず)に登録する場合は、**個人情報等持ち出し許可願**により**校長の許可**を得ましょう。

端末に登録をする場合は、**パスワードを設定**し、個人情報の流出に対する防止策を確実に講じましょう。

SNS等が発端となった他の不祥事事例

●生徒の力になりたい…

生徒から部活動のことなどの相談を受け、**力になりたい**と思い自分の連絡先を教えたが、SNS等でやり取りする中で、次第に恋愛感情を抱き、当該生徒を抱きしめ、キスをした（停職 6 月（辞職））。

●飲酒をしながら、軽い気持ちで…

生徒から連絡先を教えて欲しいと乞われ、断ることができず連絡先を教えたが、**帰宅後に飲酒をし、軽い気持ちで** SNS等で私的なやり取りを行った末、不適切なメッセージとわいせつな画像を送信した（停職 6 月（辞職））。

●最初は、日程調整だけだったのに…

最初は、授業の補習の日程調整の目的で、連絡先を教えたが、その後、生徒から SNS 等で連絡があり、やり取りを続ける中で、校外で二人だけで会うようになり、恋愛感情を持ち、わいせつな行為に至った（懲戒免職）。



3 懲戒処分を受けると・・・

公務員としての責任(懲戒免職の例)(下線アオカ)

●懲戒免職となると

平成 29 年度の懲戒処分者数は、全体で 24 人、懲戒免職は 5 人、うち 3 人がわいせつ行為によるものです。

自校児童・生徒に対するわいせつ行為は、「懲戒処分の指針」では、免職となっています(下線⑦)。

「懲戒処分の指針」は、過去の不祥事などを参考に懲戒処分の程度の標準的な目安を示したものですが、免職となれば、教員としての身分を失い、**教員免許状も失効**となり、教壇に立つことはできなくなります(下線⑧)。

また、免職以降の※1 給料等は一切支給されず、※2 退職手当も原則支給されません(下線⑨)。さらに、**共済年金の支給制限**もあります。

※1 平成 29 年 4 月現在の教育職の平均給料月額(基本給のみで手当は含まない)は、353,763 円(平均年齢 42.5 歳)です。

25 歳から、定年の 60 歳まで 35 年勤続したとすると、

35 万円 × 12 月 × 35 年 = 1 億 4,700 万円！！

※2 平成 28 年度の教育職の定年退職・勧奨退職での平均退職手当支給額は、2,379 万円です。

(出典：県のたより 平成 29 年 11 月号)

なお、免職とならなくても、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けると、給与等への影響は、月額給与の一時的な減額にとどまらず、期末・勤勉手当や昇給にも影響し、最終的には**退職金**にも影響します。

刑事上の責任(下線イ)

不祥事の内容によっては、刑事上の責任を問われ、**罰金や懲役刑**などを科される場合があります。逮捕・起訴となれば、**長期間身柄を勾留**されることになります(下線⑩)。

裁判で禁錮以上の刑が確定すると**執行猶予が付いても**地方公務員法により、**自動的に失職**します。失職も免職と同様に退職金は支給されず、教員免許状も失効します。

民事上の責任(下線エフ)

被害内容によっては、民事上の責任を問われ、被害者から不法行為(民法 709 条など)に基づく**損害賠償請求**として、慰謝料・治療費などを求められる場合があります(下線⑪)。

裁判となれば、他に裁判費用・弁護士費用等も発生します。懲戒免職により、収入を失えば**生活費やローンなどの支払いにも苦慮**することになります(下線⑫)。

社会的・道義的な責任(下線チキ)

懲戒処分については、「懲戒処分等の公表基準」に基づき公表しており、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合等以外は、**免職については、所属名、職名、氏名等を公表**します。

懲戒処分がされると、自分だけでなく**周囲にも大きな影響**が生じます(下線⑬)。

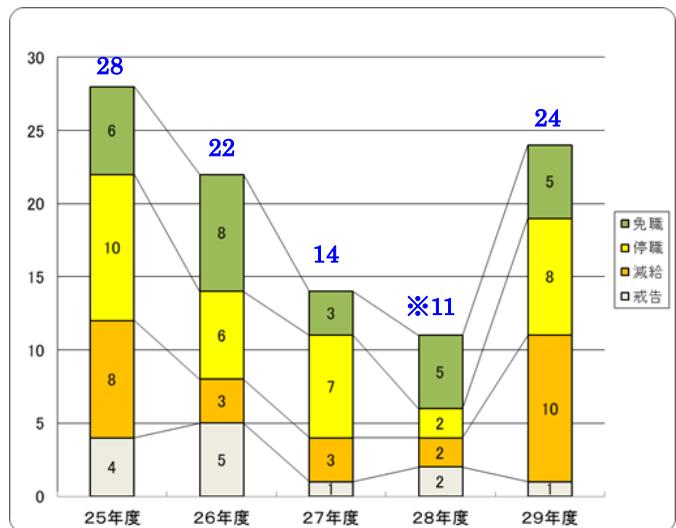
また、免職となれば、**再就職は困難**となるだけでなく(下線⑭)、**あなたが築いてきた信頼は、一瞬で崩れ去り**、職場や地域だけでなく、**大切な家族の絆も失います**(下線⑮)。



県教育委員会における懲戒処分の推移

●直近 5 か年の懲戒処分の推移

(単位：人、平成 30 年 3 月 31 日現在)



※平成 28 年度の合計には、県立学校の入学者選抜に係る処分者 16 人(減給 3 人、戒告 13 人)は含まない。

●平成 29 年度 職員年代別懲戒処分者数

	20代以下	30代	40代	50代以上	計
処分者数(人)	6	5	3	10	24
(全数に占める割合)	25.0%	20.8%	12.5%	41.7%	100%
職員数(人)	7,019	8,428	6,692	11,548	33,687
(全数に占める割合)	20.8%	25.0%	19.9%	34.3%	100%

職員数は人事委員会作成「人事に関する統計報告」による(平成29年4月1日)

現在の県職員(一般職員+教員+現業職員)+政令市を除く市町村立学校職員)

不祥事を起こすとこんなにも様々な影響が生じるんだね…。



デスクなど、手元において日々確認して



わいせつ・セクハラ行為の禁止（10項目）

- 公務上の必要もなく、児童・生徒の写真や動画を撮影していない。
- 緊急時を除いて、管理職の許可がないまま、児童・生徒を自家用車に乗せていない。
- 児童・生徒の指導は、必ず複数の教員で対応している。
- 教科準備室等で指導を行う場合、ガラスにポスターは貼らず、ドアを開け放つなど、他の教職員の目が届くようにしている。
- 児童・生徒とSNSでやり取りすることは絶対禁止されていることを知っている。
- やむを得ず電子メールを用いる必要がある場合は、業務用個人メールを使用している（私用アドレスは使ってはいけない）ことを知っている。
- 児童・生徒の連絡先を収集する必要がある場合は、校長の許可を得た上で、本人・保護者に目的を伝え、文書で承諾を得ている。
- 児童・生徒の連絡先を端末（校務用、個人用を問わず）に登録する場合には、『個人情報等持ち出し許可願』により必ず許可を得て、パスワードを設定し、情報流出の防止策を講じている。
- 部活動の連絡先などは、代表者の連絡先だけの収集にとどめ、用件の伝達は代表者のみに行う旨を徹底している。
- 児童・生徒の肩や髪・背中などを触ったり、必要以上に身体や顔を近づけたりしていない。

個人情報の適切な取扱い（5項目）

- 個人情報が記載された教務手帳、答案用紙、健康診断結果等は、施錠できるキャビネットに保管している。
- USBメモリは、貸出許可を受けた所属管理のものを使い、返却時は情報を消去し、許可者に返却の確認を受けている。
- 個人情報をやむを得ず、校外に持ち出す場合は、定められた手続きで、必要な許可と、返却の確認をしている。
- 個人情報を校外に持ち出した場合、車中等に放置せず、常に身に付けるなど紛失防止に留意している。
- 個人情報を含む文書を送付する際は、宛先と封入物を複数人でチェックし、誤送付を防止している。

体罰等の禁止（5項目）

- 長時間にわたり正座・直立させることも体罰に当たることを認識している。
- 体罰は、学校教育法に違反する行為であり、いかなる場合も許されないと知っている。
- 怒りを体罰につなげないよう『アンガーマネジメント』を知っており、自分なりのコントロール方法を持っている。
- 体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合は、積極的に管理職や他の教員に報告・相談している。
- 生徒の気持ちに配慮し、適切な言葉遣いを心がけている。

交通事故防止・交通法規の遵守（5項目）

- 運転する時は、時間と心にゆとりを持って、安全運転を心がけている。
- 飲酒が予定されている場合は、自動車等を運転して、勤務先や最寄駅まで行かない。
- 運転する者に飲酒を勧めること、飲酒運転を知りながら同乗することは交通法規違反であることを知っている。
- 飲酒した翌日でも基準値以上のアルコール濃度が検出されることがあるので、翌日に運転予定がある場合、注意している。
- 軽微な交通事故や交通違反であっても、必ず、速やかに管理職に報告が必要なことを知っている。

服務規律の遵守（5項目）

- 教員免許状の有効期限や、更新の手続について把握している。
- 短時間であっても、勤務時間終了前に退勤する場合は、年次休暇を取得している。
- 勤務時間内外を問わず、学校のパソコン機器等を使って、インターネットの閲覧など私的な行為を行っていない。
- 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するためには書かれたビラ等を持ち込んでいない。
- 各種検定試験の試験監督に従事する場合には、事前に兼業・兼職の承認を得ている。

名前	
----	--